

なごや暮らしのあんしん情報

あなたも「見守りサポーター」
みんなで高齢者の
消費者被害を防ごう!



- ①ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が狙われやすい。
- ②今までに被害にあったことがある高齢者も狙われています。

☆見守りのポイント

気づき 「憂うつそうな様子」「最近見慣れない人が頻繁に入出している」など普段と様子がおかしいなと思ったら

声かけ・確認 「何か困ったことある?」などと声かけし、本人に事情を聞き、内容により相談機関を紹介しましょう。

※ご本人に被害者の意識がない場合でも、周囲の具体的な声かけで被害に気づくことがあります。

消費者トラブルの相談は名古屋市消費生活センターへ(☎222-9671)

※消費者トラブルの出張講座も行っています。ご希望の場合は、電話でお申ください。

☆次の事柄を地域の皆さんと確認しましょう!

- 見知らぬ訪問者は家に入れないこと
- 年齢や「一人暮らし」など個人情報を電話などで業者に教えないこと
- 必要のない訪問販売・電話勧誘には「いりません」とはっきり断ること
※「結構です」などあいまいな返事をしたことで、断ったはずの商品を一方的に送り付けられた事例があります。
- 一人で悩まず諦めず、早めに名古屋市消費生活センターに相談すること

名古屋市内のオレオレ詐欺や還付金詐欺などの、平成29年の被害は、276件約3億6千万円でした。

(※数値は暫定値)

見守り 新鮮情報

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなつてハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。(60歳代 女性)



相談急増 ハガキによる架空請求

ひとこと助言



架空請求は無視！

- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、下記の消費生活センターにご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第299号（2018年1月16日）発行：独立行政法人国民生活センター

利用のご案内

相談室（相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です）

受付時間 月～金曜日 TEL 052-222-9671
9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く) TEL 052-222-9674
TEL 052-223-3160

受付時間 土・日曜日 TEL 052-222-9690
9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く)

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

消費生活相談 金融商品・高齢者優待商法11番

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・日テレfon相談

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。



URL

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。

〒460-0008

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

名古屋市消費生活センター

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。

●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。